



(日本共産党)

みよし むつこ 三好 睦子 議員

1、配食サービスについての裁判所の判決について

問

控訴の理由をお伺いします。

答

高齢化が進んでいる美称市で配食サービス事業を失うということは「安全・安心な市をつくる。」という大前提が根底から崩れるということの意味しています。

第一審の判決は厳粛に受け止め、事務的なことについても反省すべきことは反省し今後に生かします。顧問弁護士との相談の上で市が求めている結果が得られる可能性が大きいとの判断で控訴に踏み切りました。

2、学校給食について

問

学校給食が共同調理場方式に変えられていくようですが、この説明に関して保護者のご意見は、十分汲み取れているとお考えですか。

答

説明会ではあまり意見がなかったと感じています。保護者の方からの質問、意見などに否定的なお話はなかったと思います。

問

運送を担当されるシルバーの労働体制に負担はないのでしょうか。

答

運送業務は1名から2名で従事し、ご指摘のような過度な労働勤務はないものと考えています。

問

学校給食で使用の食器についてお尋ねします。

答

ポリエチレンナフタレート食器とメラミン食器を使用していますが、文庫省から特に禁止の文書は来ていません。

市教委は、使っても差し支えないという判断です。



3、災害に強いまちづくりの地域防災計画について

問

耐震化を含めて個人住宅のリフォーム助成制度の創設についてお伺いします。

答

美称市住宅建築物耐震化促進事業補助交付金要綱を設置しています。

問

災害時の備蓄についてお伺いします。

答

流通備蓄も含めて適正に備蓄をし、いざという時に被災された方に提供することを職員にも徹底させています。



学校給食配送車



(友善会)

かわむら 河村

あつし 淳 議員

1、住民訴訟の判決について

問

市長は9月定例会の冒頭、住民訴訟の判決結果を報告されましたが、9月7日付けで広島高裁へ控訴されたと新聞報道で知りました。

議会の会期中であるため相談や説明があっても良かったのではないのでしょうか。

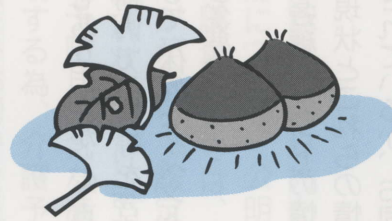
このたびの判決をどのように受け止めておられるか、改めてお尋ねします。

答

控訴した後、9月12日に議会で説明をしましたが、控訴は、市長の責任において行うものです。

委託料の過払いに関する事件判

決は、厳粛に受け止めますが、市の主張が認められず大変遺憾な結果と思っております。



問

今回の判決について、市民から電話や来訪で多くの問い合わせ、またお叱りを受けました。

弁当配食サービス委託料を市が払い過ぎているので、差額分を払い戻してもらいなさいという判決なら、市長や議員は原告にお礼を言うべきではないか、また、裁判費に税金を使うことは、市民の理解を得られるだろうか、等々の意見がありました。

答

市長は、控訴理由を市民にわかりやすく説明する必要があると思います。また、弁護士料も含め今までのかなりの経費がかかっているのか、お尋ねします。

市民のいろいろな声をお伝えいただきありがとうございます。判決は重いものですが、から厳粛に受け止めています。係争中であるから詳しく申し上げます事はできません。

しかし、市の福祉行政の根本にかかわることですので、判決を受け入れることは難しいので控訴しました。

問

平成19年から今日までに12回の口頭弁論が開かれ、4年4ヶ月になろうかと思えます。費用は1件当たり31万5千円で4件分を支払っています。

答

市民の安全・安心、また福祉の立場を守るために係争したいと思えます。

問

最高裁までも争つていくようなことを言われたように思います。また、不正とか違法といった報道がなされていますが、刑法に触れるかどうか弁護士に相談されましたか。

答

控訴審で万が一負けたときには、最高裁に上告するとは申し上げていません。控訴審で結果がでたら顧問弁護士と相談し、上告も含め検討するということを申し上げたかもしれませんが、まだ控訴審を争っている段階で上告すると言うはずはございません。

それから刑法に触れるかどうかと言われましたが、まったく関係のない事ですので相談した事はありません。

